

## 長崎県福祉用具専門相談員指定講習会 申請手続き確認表

申請：初回申請時に指定事業者として登録し、以降は年度毎に実施分についての申請を行う。指定の有効期限は指定を受けた日から3年間であり、次回からは「2」による申請を行う。有効期限が切れる場合は、継続で指定申請を行うこととなる。又は有効期限が過ぎた場合も「1」による指定が必要となる。

1. 初回申請 【指定申請】			
1	指定申請書	様式 1	
2	講習課程（カリキュラム）	別紙 1	
3	運営規定（開催要綱）	様式任意	受講料の設定方法及び改定方法 修了評価の実施方法も記載する
4	講師履歴（承諾書）	別紙 2	講師本人の署名・捺印のあるものに限る
5	収支予算書	別紙 3	受講料の収入、テキスト代等
6	定款その他基本約款		コピーで可
7	平面図及び設置者の氏名並びに利用計画書及び設置者の承諾書	様式任意	講習を行う教室等の平面図等
8	募集案内等受講希望者に提示する書類		パンフレット（申し込み票）等
9	その他		
2. 2回目以降 【事業計画書】			
1	事業計画書	様式 2	
2	講習課程（カリキュラム）	別紙 1	
3	運営規定（開催要綱）	様式任意	受講料の設定方法及び改定方法 修了評価の実施方法も記載する
4	講師履歴（承諾書）	別紙 2	講師本人の署名・捺印のあるものに限る
5	収支予算書	別紙 3	受講料の収入、テキスト代等
6	定款その他基本約款		前回提出分と変更がなければ提出不要
7	平面図及び設置者の氏名並びに利用計画書及び設置者の承諾書	様式任意	講習を行う教室等の平面図等
8	募集案内等受講希望者に提示する書類		パンフレット（申し込み票）等
9	その他		

※ 同一年度内に追加して研修を実施する場合「2」と同様の提出を行う。

※ 実績報告書の提出：実績報告年度終了後2ヶ月以内に様式7、様式8、実施状況（別紙5）収支決算書を提出する。